

4600008

名古屋市中区栄2-9-26ポーク
ビル8F愛知労働基準協会内

公益社団法人愛知労働基準協会 労働衛
生部会

愛労発基 0902 第1号
令和2年9月2日

代 表 者 殿
53378

愛知労働局長



金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接
ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日付け愛労発基 0514 第3号により通知させていただいたとおり、改正特定化学物質障害予防規則等が令和3年4月1日より順次施行されることとなり、新たに「溶接ヒューム」が規制対象とされることとなりますが、今般、同改正則第38条の21の規定に基づく、空気中の溶接ヒュームの濃度の測定、呼吸用保護具の使用、呼吸用保護具のフィットテスト等について細目を定めた告示が示されましたので、別添のとおり本省施行通達等を送付します。

また本件は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場を多数有する当局においては、特に影響が大きいことから、同封のとおり広報用リーフレットを作成しましたので、業務の参考としていただきますとともに、関係者への周知に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件の詳細情報につきましては、当局ホームページにて公開しておりますので、下記ページをご参照いただきますよう併せてお願い申し上げます。

◆ 愛知労働局ホームページ 掲載場所

愛知労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 >

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類）になりました

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/yousetsu_fume.html

